

国際法務総合センター（仮称）維持管理・運営事業基本方針

- 矯正施設及び研修施設を移転集約して東京都昭島市に新たに設置を計画している国際法務総合センター（仮称）については、その維持管理及び運営の一部について、PFI手法を活用し民間に委託することとする。
- 国際法務総合センター（仮称）については、移転集約することにより、一元管理による行政の効率化を図るとともに矯正医療の充実を図ることとしているが、民間委託を実施し、民間の資金、ノウハウを積極的に活用することにより、収容関連サービスや人工透析の充実など、より低廉かつ質の高いサービスの実現を目指す。
- 取り分け矯正施設における医療体制については、医療刑務所も含め、医療スタッフが不足するとともに、被収容者の高齢化、生活習慣病等の増加、医療の高度化・専門化及び医療施設の老朽化等から、社会一般の医療水準を維持することが困難であり、医療ニーズに対応できないという現状にあるため、国際法務総合センター（仮称）を設置し、民間の資金、ノウハウの活用により、矯正医療の充実を図ることを目的とする。

また、国際法務総合センター（仮称）の設置に当たり、「矯正医療の在り方に関する有識者検討会」においても、「医療刑務所を始めとする医療専門施設や、医療重点施設の機能の底上げを図ることは、一般施設での医療面の負担を軽減できる直接的な手段にほかならない」とされ、関係機関の協力・理解の下、早期実現を目指す旨の提言がなされたところである。

<本基本方針の位置付け>

国際法務総合センター（仮称）の維持管理及び運営の一部については、PFI手法を活用し、民間委託を実施することを計画しており、平成27年度予算が措置された場合には、入札手続を開始すべく、現在、事業スキーム、事業内容、民間事業者の選定方法等について検討を進めているところである。本事業については、医療刑務所を始めとする複数の行政機関を移転集約して一元的に施設運営を行うという複雑な事業であることから、なるべく早い段階で本事業に関する情報を周知することで、民間事業者が本事業への参入に向けた検討に十分な時間を確保できるよう、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条に規定する実施方針に先立ち、本事業に係る現時点での検討状況を基本方針として取りまとめ、公表するものである。

今後、本基本方針を元に広く民間事業者等からの提案や意見を求め、更に事業内容等の具体化を進め、実施方針を策定・公表する予定である。

第1 事業概要

1. 事業名

国際法務総合センター（仮称）維持管理・運営事業

2. 国際法務総合センターの概要

国際法務総合センター（仮称。以下「センター」という。）は、八王子医療刑務所、関東医療少年院、神奈川医療少年院、八王子少年鑑別所、東京婦人補導院、矯正研修所、矯正研修所東京支所、公安調査庁研修所及び国連アジア極東犯罪防止研修所を移転集約して新設するものであり、次に掲げる施設の総称である。

（1）矯正施設

ア 矯正医療センター（成人）（仮称）

主に精神上又は身体上の疾患又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者を収容する医療専門施設

イ 矯正医療センター（少年）（仮称）

心身に著しい障害があり医療措置や処遇上の配慮が必要な少年を収容する施設

ウ 少年非行対策センター（仮称）

主に家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容する施設

エ 婦人補導院

売春防止法（昭和31年法律第118号）第5条の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女子を収容する施設であり、現在、八王子少年鑑別所に併設

（2）研修施設

ア 矯正研修所及び矯正研修所東京支所

矯正研修所は、矯正職員のうち、主に中・上級幹部職員に対し、また、同東京支所は、主に新たに採用された者及び初級幹部職員に対して、それぞれ職務上必要な知識や技能を習得、向上させる教育及び訓練を行うことを目的とする施設

イ 公安調査庁研修所

公安調査庁の職員に対し、実務能力の向上を図るため、職務上必要な知識や技能を習得、向上させる教育及び訓練を行うことを目的とする施設

ウ 国連アジア極東犯罪防止研修所

日本国政府と国連とが共同で設置し、共同運営している機関であり、日本国側に

おいては、法務総合研究所国際連合研修協力部が、その目的である犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する研修、研究及び調査を実施する地域研修所

3. 事業の目的

本事業については、民間委託により、「行政の効率化」、「質の高い収容関連サービスの実施」及び「矯正医療の充実」を図ることを目的とする。

(1) 行政の効率化

センターについては、複数の行政機関を移転集約することにより、各行政機関の機能の充実・強化を図るとともに、物的・人的資源を有効活用することにより、全体として効率的な運営を目指しており、民間委託を実施することにより、次のとおり更に効率的な業務遂行を目指すこととしている。

施設設備の維持管理業務（建築設備運行管理、エネルギーマネジメント、各種保守点検等）、施設周囲の巡回警備業務及び清掃・環境整備業務については、移転集約する各行政機関に共通する業務であるところ、これらの業務をPFI事業として一括して複数年次にわたる事業とすることにより、移転集約のメリットを活かしつつ、より効率的な業務遂行を目指す。

また、総務系業務（経理事務、運転事務等）、収容関連サービス（給食、洗濯、衣類・寝具の提供等）などについては、移転集約する各矯正施設に共通する業務であるところ、これらを一元化し、一括して複数年次にわたる事業とすることにより、移転集約による機能拡充を図ることに伴い必要となる国職員の増員を抑制しつつ、より効率的な業務遂行を目指す。

(2) 質の高い収容関連サービスの実施

刑事施設における被収容者に対する給食、洗濯などの業務の現状について見てみると、現在、刑事施設において実施している自営作業（経理作業（給食、清掃、その他の刑事施設の自営に必要な作業）及び営繕作業（新営、改修その他の刑事施設の直営工事に必要な作業）をいう。）、取り分け給食及び洗濯については、収容人員の漸減に伴い就業可能受刑者の確保に各刑事施設は苦慮しているところである。また、被収容者に対する食事を調理する厨房施設の衛生管理にも各刑事施設は苦慮しており、食中毒が毎年いずれかの刑事施設で発生していることから、再発防止策の確実な実施が求められている。

そこで、被収容者に対する給食業務や洗濯業務などの収容関連サービスについて、少年施設も併せて民間委託することにより、一般社会における大量調理施設や洗濯施設と同等の高水準の衛生管理を実現するとともに、特に本事業においては、医療専門施設を含むことから、医療リネンの実施や食事せんに基づく病院食の提供など、専門的知見が求められているところ、病院等での給食や洗濯の実績・ノウハウを有する民間事業者に委託することにより、より安全で質の高い業務遂行を目指す。

(3) 矯正医療の充実

現在、矯正施設では、被収容者の急激な高齢化、生活習慣病の増加、疾病の複雑化・多様化、人工透析や特殊な治療を要する被収容者の増加、一般社会における医療水準の高度化などの諸事情があいまって医療需要が増加している一方、大半の刑事施設においては、医師や看護師等医療従事者の不足等によりかかる需要に十分対応することが困難な現状にある。

そこで、法務省としては、矯正医療の水準を維持・向上すべく、医療刑務所と医療少年院の医療機能を有機的に統合するとともにその拡充を図り、さらに民間の資金、ノウハウの活用により、より効率的かつ質の高い矯正医療の実現を目指す。

また、今後の矯正医療が採るべき方向性について、各界の有識者から専門的な知見に基づく幅広い意見を伺うため、平成25年7月、外部有識者による「矯正医療の在り方に関する有識者検討会」が設置され、本年1月21日にとりまとめられた報告書において、執務環境の充実として、「医療刑務所を始めとする医療専門施設や、医療重点施設の機能の底上げを図ることは、一般施設での医療面の負担を軽減できる直接的な手段にほかならない。したがって、現在、法務省が進めている矯正医療センター（仮称）構想については、関係機関の協力・理解の下、早期実現を目指し、所要の財政的、人的措置を講ずる必要がある。」との提言をいただいたところである。

4. 事業の範囲

本事業の対象となる主な業務は以下に掲げるとおりである。

(1) 総括マネジメント業務（対象：全施設）

【基本的考え方】

包括契約及び長期契約といったPFI事業の特徴を踏まえ、センターに求められる使命や社会のニーズ、医療環境の変化への柔軟な対応に留意しつつ、国が民間事業者を求める事項を的確に把握し、迅速に対応できる体制と仕組みを構築し、業務を実施する企業を取りまとめ、円滑な業務遂行を行う。

【業務概要】

- 事業実施計画の作成
- 運営体制の構築等
- 業務管理
- 教育、研修
- セルフモニタリング

(2) 運営準備支援業務（対象：全施設）

【基本的考え方】

移転対象施設のセンターへの移転を含むセンター運営開始に向けた準備を円滑かつ適切に実施できるよう、国に対し協力・支援を行う。

【業務概要】

- 移転計画の作成等
- 維持管理、清掃・環境整備業務
- 総務業務
- 医療業務支援
- 運営リハーサル
- 護送計画等
- 物品購入・移転等
- 各種文書の移転
- 医療機器の移設及び医療機器設置スケジュールの作成
- 開庁式

(3) 施設維持管理業務

ア 建築物保守・管理業務（対象：全施設）

【基本的考え方】

職員等の執務及び生活、被収容者の生活に支障を及ぼさないように適切に建築物の保守・管理を行う。また、適切に保守・管理を行うことにより、各施設、設備等の性能を維持し、耐久性を確保するとともに、良好な状態を維持する。

【業務概要】

- 保守、管理
- 保守、管理に係る機器、備品の整備、管理
- 外構の維持管理
- 職員宿舎の維持管理

イ 建築設備保守・管理・運転監視業務（対象：全施設）

【基本的考え方】

職員等の執務及び生活、被収容者の生活に支障を及ぼさないように適切に建築設備の保守・管理・運転監視を行う。また、適切に建築設備の保守・管理・運転監視を行うことにより、各施設、設備等の性能を維持し、耐久性を確保するとともに、良好な状態を維持する。

【業務概要】

- 保守、管理
- 保守、管理に係る機器、備品の整備、管理
- 運転監視
- 職員宿舎設備の維持管理

ウ エネルギーマネジメント業務（対象：全施設）

【基本的考え方】

本事業については、国が施設等の整備を実施することから、民間事業者において、運用面からの省エネルギー提案を行い、効率的かつ適正なエネルギーマネジメントを行う。

【業務概要】

- エネルギーマネジメント方針の策定
- エネルギーマネジメント

(4) 運営業務

ア 総務業務

(ア) 庶務・経理等事務支援業務（対象：矯正施設、矯正研修所及び同東京支所）

【基本的考え方】

対象施設における職員管理、経理等組織全体の運営に関する事務を処理する。

【業務概要】

- 庶務事務支援業務
- 物品調達支援
- 各種統計資料作成支援
- 経理事務支援業務
- 被収容者等の自弁物品購入支援

(イ) 自動車運転業務（対象：矯正施設、矯正研修所及び同東京支所）

【基本的考え方】

対象施設が所有する公用車の整備、管理、運転を行う。

【業務概要】

- 公用車の整備、管理
- 運転

(ロ) 警備業務（対象：全施設）

【基本的考え方】

対象施設及びその敷地について、庁舎管理権に基づく警備を実施する。

【業務概要】

- 庁舎等警備（矯正医療センター（成人）のみ）
- 構内外巡回警備

イ 収容関連等サービス業務

(ア) 給食業務（対象：矯正施設）

【基本的考え方】

対象施設に収容されている者への給食を実施する。なお、厨房施設は矯正医療

センター（成人）に整備し、矯正医療センター（少年）及び少年非行対策センターへは矯正医療センター（成人）で調理した食事を搬送する。

【業務概要】

- 厨房設備、機器の整備、管理
- 献立の作成
- 食事、飲料の給与
- 配膳、下膳（指定された場所への搬送）
- 衛生管理
- 非常時対応
- 食器等の給貸与

(f) 衣類・寝具等の提供業務（対象：矯正施設）

【基本的考え方】

対象施設に収容されている者の適切な収容環境及び職員の適切な執務環境を確保するために、衛生管理体制を構築し、衣類・寝具等を提供する。

【業務概要】

- 洗濯設備、機器の整備、管理
- 衣類、寝具の調達、管理
- 洗濯
- 搬送
- 雑具、日用必需品の給貸与

(g) 清掃・環境整備業務（対象：全施設）

【基本的考え方】

対象施設の定期清掃及び収容棟以外の全ての敷地内の日常清掃を実施するほか、植栽管理及び環境整備を行う。

【業務概要】

- 清掃、環境整備に必要な機器、備品の調達、管理
- 清掃、環境整備
- 植栽管理
- 病虫害駆除
- 衛生管理
- 廃棄物処理

(h) 理容等（対象：矯正施設）

【基本的考え方】

対象施設において、理容器具の調達・管理、調髪、爪切り及び電気かみそりの整備・管理・貸与を行う。

【業務概要】

- 理容器具の調達，管理
- 調髪（理容器具の滅菌，消毒を含む。）
- 爪切り及び電気かみそりの整備，管理（滅菌，消毒を含む。）

(オ) 職員食堂運営（対象：全施設）

【基本的考え方】

対象施設の職員等を対象とした職員食堂運営を独立採算事業として実施する。
なお，厨房機器を整備するのは矯正医療センター（成人）及び矯正研修所のみである。

【業務概要】

- 厨房設備，機器の整備，管理
- 献立の作成
- 食事，飲料の給与
- 残飯等処理
- 衛生管理

(カ) 職員等に係る寝具の提供業務（対象：矯正研修所及び同東京支所）

【基本的考え方】

矯正研修所を利用する研修員の衣類・寝具等の提供業務を独立採算事業として実施する。

【業務概要】

- 研修員の寝具カバー類の洗濯，提供
- その他寝具等の洗濯，提供

ウ 医療業務支援（対象：矯正医療センター（成人）（少年））

(ア) 医療情報システム業務

【基本的考え方】

被収容者等の診療関連情報について，記録・運用する医療情報システムを導入・運用・保守し，矯正医療の質の向上に資するよう診療情報の一元管理及び蓄積を行う。

【業務概要】

- 医療情報システムの導入
- 医療情報システムの運用，保守
- 医療情報システムの更新

(イ) 医療機器等の整備，維持管理及び更新業務

【基本的考え方】

対象施設で使用する医療機器等を調達し、それらが本来の性能をもって継続的に使用できるよう適切に維持管理し、診療現場において適切に利用できるようにする。

【業務概要】

- 医療機器等の整備
- 医療機器等の維持管理
- 品質管理

(ウ) 医療器具の滅菌及び消毒業務

【基本的考え方】

対象施設内で発生する使用済み医療器具について、国が指定する場所から回収し、医療機器の洗浄・消毒・滅菌を行い、消毒及び滅菌された医療器具を適時・適格に国に提供する。

【業務概要】

- 回収、洗浄、消毒、滅菌
- 医療器具の管理
- 滅菌、消毒機器の保管、管理
- 医療器具の廃棄
- 滅菌、消毒業務管理

(イ) 医薬品・診療材料等の管理・搬送業務

【基本的考え方】

対象施設で使用される医薬品・診療材料及びそれらに係る消耗品等を一元的に管理し、迅速で正確な供給体制と在庫・購買・消費に関する管理の適正化を実現する。なお、医薬品・診療材料及びそれらに係る消耗品等の購入に係る経費は国が負担する。

【事業概要】

- 医薬品、診療材料等の管理計画作成
- 搬送資機材の調達支援
- 医薬品、診療材料管理
- 緊急時用在庫管理
- 搬送、管理

(オ) 医療関係事務

【基本的考え方】

法令等に従い、適切かつ確実に医療関係事務を実施する。

【業務概要】

- 自己負担治療への対応

- 外部医療機関との連絡調整
- 関係文書の作成，管理
- 医療情報システムの入力補助

(カ) 人工透析

※ 詳細については別紙参照。

5. 事業期間

事業契約締結後から平成39年3月まで（約12年間）

6. 事業スケジュール

基本協定書の締結	平成27年12月
事業契約の締結	平成27年12月
準備期間	事業契約締結後～平成29年8月
事業開始	平成29年9月
維持管理・運営期間	平成29年9月～平成39年3月
事業終了	平成39年3月

7. PFI事業費の支払方法

(1) 基本的考え方

民間事業者は、本業務において、公共サービスを民間事業者の責任により一体として提供するものであるため、国は、独立採算事業として実施するものを除き、提供される公共サービスを一体のものとして購入し、その対価を一体のものとして本業務の実施期間にわたり原則として平準化して支払うものとする。

ただし、独立採算事業として実施するものを除き、民間事業者が本業務を実施するために直接必要となる施設の光熱水の使用については、これを無償とする。

(2) 支払方法

国は、平成30年1月を第1回とし、平成39年4月を最終回として、四半期ごと、全38回に分けてPFI事業費（被収容者等の食料費並びに人工透析に必要な薬品費及び消耗品費を除く。）を支払う。

PFI事業費のうち、被収容者等の食料費並びに人工透析に必要な薬品費及び消耗品費については、四半期ごとの実績に応じ、精算払いとする。この場合の食料費は、当該四半期における各施設ごとの被収容者の延べ収容人員に契約書に定める金額を乗じた額とする。

国は、消費税相当額をPFI事業費と併せて支払う。

8. 事業期間終了時の取扱い

民間事業者は、事業期間中の維持管理、運營業務を適切に行うことにより、事業終了時においても、国が整備したセンターの設備、機器、什器、備品等を要求水準に示す良好な状態に保持しなければならない。

また、本事業において民間事業者が整備した設備、機器、什器、備品等（以下「事業者管理資産」という。）については、民間事業者が所有し、その責任と費用負担において事業期間にわたり要求水準に示す良好な状態に保持し、事業期間終了時に無償で国に引き渡すものとする。

ただし、事業者管理資産のうち、収容関連サービス業務を遂行するために整備した設備、機器、什器、備品等については、事業期間終了日以降、国と民間事業者とが協議して定める日までに、民間事業者の責任と費用負担により収去し、原状回復を行うものとする。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定方法

民間事業者の選定方法については、サービスの対価の額に加え、維持管理及び運營業務に関する能力等を総合的に評価するため、総合評価落札方式（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項）により実施することとする。

2 募集及び選定スケジュール（案）

平成26年12月	実施方針の公表
平成27年5月	入札説明書の公表
平成27年7月	資格審査書類の受付
平成27年7月	資格審査結果の公表
平成27年10月	入札及び提案書類の締切
平成27年11月	落札者の決定、公表

3 応募者等の要件

応募者は、複数の企業及び医療法人等により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とすることとする。

具体的には、応募グループは、構成企業（入札の結果、落札者に決定した場合において、本事業の実施を目的として設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資し、設立する企業をいう。）、協力企業（SPCから直接業務を受託し、又は請け負う企業をいう。）及び本事業のうち人工透析を受託する医療法人等で構成すること。

4 民間事業者の選定に関する事項

民間事業者の選定は、資格審査及び提案審査の2段階審査により行うこととし、国は、資格審査において提案審査書類の提出者を選定し、提案審査の結果を基に落札者を最終決定するものとする。

応募者の提案審査は、学識経験者等により構成される事業者選定委員会において行うこととする。

第3 リスク分担の考え方

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、民間事業者が担当する業務に伴い発生するリスクについては、原則として民間事業者が負うものとする。ただし、国が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、国が責任を負うものとする。

2 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

国又は民間事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が全額負担することとする。また、不可抗力によるものなど、国及び民間事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約に明示する。

3 被収容者に起因して発生する増加費用及び損害

被収容者の行為に起因して発生する増加費用及び損害であって、当該行為について、国及び民間事業者の双方に責めに帰すべき事由がない場合の当該増加費用及び損害の負担については、次のとおりとする。

(1) 当該被収容者の行為によって、事業者管理資産が損壊又は滅失した場合

ア 当該被収容者の行為が、民間事業者において合理的に予見可能な範囲のものであった場合には、当該損壊又は滅失に起因する増加費用及び損害は、民間事業者の負担とする。

イ 当該被収容者の行為が、民間事業者において合理的に予見可能な範囲を逸脱している場合には、当該損壊又は滅失に起因する増加費用及び損害は、国の負担とする。

(2) 当該被収容者の行為によって、国の職員、従事職員及び第三者（被収容者を含む。）に損害が発生した場合

○ 当該損害に起因する増加費用及び損害は、国の負担とする。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

地名地番	東京都昭島市築地町
敷地面積	約12.1万㎡
用途地域等	市街化調整区域

2 施設の概要

センターを構成する各施設の概要は以下のとおりであり、平成28年12月に完成の予定である。

施設名	敷地面積	延床面積	被収容者数（想定）	その他
矯正医療センター（成人）	55,341.41㎡	63,418.98㎡	580人	
矯正医療センター（少年）			210人	
少年非行対策センター	9,924.15㎡	4,276.00㎡	80人(鑑) 5人(婦)	
矯正研修所	20,339.87㎡	18,612.72㎡	—	研修定員(想定) 400人
職員宿舎	22,724.00㎡	24,275.85㎡		354戸
アジア極東犯罪防止研修所	9,002.68㎡	10,707.05㎡	—	研修定員(想定) 55人
公安調査庁研修所	4,000.19㎡	5,490.71㎡	—	研修定員(想定) 80人
合計	121,332.30㎡	126,781.31㎡	875人	